

#### (4) 認定こども園（幼稚園）の状況

幼稚園は3箇所ありますが、平成23年度から認定こども園化が始まり、平成26年度には3箇所とも幼稚園と3歳未満児対象の認可保育所を併せ持つ認定こども園（幼保連携型）となりました。平成26年5月現在、定員410人に対して利用者は227人となっています。園児数の推移をみると、平均250人程度で推移しています。

【認定こども園（幼稚園）の利用状況の推移】

(単位：箇所、人)

年度	幼稚園数	定員数	園児数
H22	3	520	261
H23	3	520	253
H24	3	520	270
H25	3	410	253
H26	3	410	227

(各年5月1日現在)

#### (5) 母子保健事業の状況

##### ①乳幼児健康診査

平成21年度から平成25年度までの乳幼児健康診査は以下のようになっています。6か月児健診、3歳児健診の受診率は97%台となっていますが、1歳6か月児健診の受診率は99%と高い受診率となっています。

【乳幼児健康診査状況の推移】

(単位：人、%)

年度	6か月			1歳6か月			3歳		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
H21	426	416	97.7	427	423	99.6	455	446	98.0
H22	394	381	96.7	430	422	98.1	443	430	97.1
H23	421	413	98.0	378	378	100.0	436	418	95.8
H24	422	417	98.8	419	413	98.5	406	398	98.0
H25	396	388	97.9	415	414	99.7	385	378	98.1

##### ②妊婦の健康診査

平成21年度から平成25年度までの妊婦の健康診査は以下のようになっています。平成21年度からは健診の公費負担を14回実施しています。また、平成23年度からはクラミジア検査も公費負担となるなど、妊婦健診の公費負担が充実してきています。妊婦健診受診票の1人あたりの使用も増加傾向にあります。

【妊婦の健康診査状況の推移】

(単位：人、%)

年度	妊娠届数	受診人数	受診人数/妊娠届出数(1人あたり使用数)	備考
H21	411	延 4,688	11.4	受診票14枚交付
H22	466	延 5,353	11.5	同上
H23	453	延 5,492	12.1	受診票14枚 クラミジア検査1枚交付
H24	430	延 4,787	11.1	同上
H25	387	延 5,219	13.5	同上

### ③教室等の健康教育の状況

保健センターが実施している各教室の実施状況、受講状況は以下のとおりとなっています。母親、両親学級は、平成 22 年度より出生後の子育てに向けての内容を中心に実施しています。離乳食講習会は平成 25 年度より、離乳食の時期に合わせた内容を増やして実施し、受講者は増加しています。

また、平成 23 年度から育児教室（親支援プログラム）を開始し、受講者も増加しています。

【教室等の健康教育状況の推移】

(単位：回、人)

年度	母親学級		両親学級		離乳食講習会		育児教室	
	回数	延べ受講者	回数	延べ受講者	回数	延べ受講者	回数	延べ受講者
H21	6	53	6	157	6	128		
H22			6	181	6	101		
H23			6	69	6	93	6	51
H24			6	92	6	95	6	61
H25			6	105	前期 5 回 後期 6 回	前期 108 人 後期 57 人	6	69

### ④育児相談の状況

保健センターでの相談の実施状況は以下のようになっており、相談人数は毎年安定して推移しています。下記以外に、子育て総合支援センターにおいても育児相談を実施しています。

【育児相談件数の推移】

(単位：回、人)

年度	回数	延べ人数		
H21	12	乳児 86	幼児 57	計 143
H22	12	乳児 73	幼児 56	計 129
H23	12	乳児 148	幼児 46	計 194
H24	12	乳児 124	幼児 52	計 176
H25	12	乳児 89	幼児 72	計 161

### ⑤訪問指導の状況

訪問指導の実施状況は以下のようになっています。平成 25 年度より未熟児訪問事業は市町村が実施することとなり、未熟児の訪問件数が増えています。また、出産前からの母親へのかわりが増加しており、全体的に訪問件数の増加が見られます。

【訪問件数の推移】

(単位：延べ人数)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児
H21	0	403	9	6	391	17
H22	0	369	9	15	373	25
H23	4	482	6	13	474	25
H24	12	429	11	17	409	41
H25	25	467	14	21	450	26

(6) 就学援助の状況

平成 21 年度から平成 25 年度までの小・中学生に対する就学援助の状況は以下のようになっています。準要保護、要保護の児童生徒の割合は横ばいの状況です。

【就学援助の状況の推移】

(単位：人、%)

区分			5月1日 児童生徒数	準要保護 児童生徒数	要保護 児童生徒数	合計	児童生徒に対する割合	
							(A)	(B)
平成 21 年度	5 月 1 日 現 在	小学校	2,707	272	31	303	10.05%	1.15%
		中学校	1,421	170	14	184	11.96%	0.99%
		計	4,128	442	45	487	10.71%	1.09%
平成 22 年度	5 月 1 日 現 在	小学校	2,636	266	37	303	10.09%	1.40%
		中学校	1,355	152	16	168	11.22%	1.18%
		計	3,991	418	53	471	10.47%	1.33%
平成 23 年度	5 月 1 日 現 在	小学校	2,594	251	36	287	9.68%	1.39%
		中学校	1,304	154	16	170	11.81%	1.23%
		計	3,898	405	52	457	10.39%	1.33%
平成 24 年度	5 月 1 日 現 在	小学校	2,535	239	41	280	9.43%	1.62%
		中学校	1,318	169	18	187	12.82%	1.37%
		計	3,853	408	59	467	10.59%	1.53%
平成 25 年度	5 月 1 日 現 在	小学校	2,528	227	30	257	8.98%	1.19%
		中学校	1,315	182	18	200	13.84%	1.37%
		計	3,843	409	48	457	10.64%	1.25%

## 5 子ども・子育てにおける課題

(次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価)

### 1 子どもの権利を守るための支援

- ・子どもの権利条約について教科書に取り上げられ、子どもたちは授業で学ぶことができるようになってきました。しかし、家庭や社会の中で十分に生かされているとは言えない状況にあります。子どもの権利が守られ、子どもたちが健やかに成長していけるよう、子どもの権利条約に掲げる基本的な理念について、今後も引き続きさまざまな場面を通して、子どもにも大人にも普及・啓発を進める必要があります。
- ・児童館・児童センターや地区公民館等の事業を通し、子どもたちが主体的に参画する取り組みが広がりつつあります。子どもたちが互いに協力しあい、課題を解決していく力を養っていけるよう、引き続き多様な活動の場を提供していく必要があります。

### 2 子どもの学びと育ちへの支援

- ・幼児教育や学校教育は、生涯にわたる「生きる力」の基礎づくりの時期として、豊かな人間性や社会性を培い、確かな学力を身に付けるよう取り組んできました。
- ・一方で、倉吉市は不登校の発生率が高く、登校ハザードシートの導入等、早期対応への取り組み等を行っています。未然防止や対応策が急がれます。
- ・家庭の環境は子どもの成長に大きく影響します。家庭の教育力を高めるため、初めて子育てをする母親を対象とした「親子の絆づくりプログラム」や2歳～4歳の保護者を対象とした「子育て教室」等、具体的に子育ての方法を学んでもらう子育てセミナーの開催など親への支援を充実してきました。また、赤ちゃんと小中学生とのふれあい事業等、将来親になる子どもたちへの事業にも積極的に取り組んできました。今後は、さらに地域全体で子どもを育てていく意識を醸成し、地域の教育力を高めていく必要があります。
- ・全国的に、インターネットや携帯電話を通じた犯罪や誹謗中傷等によるいじめ等の問題が増加しており、未然防止対策が急がれます。子ども、保護者へインターネット等の安心・安全利用の周知や啓発、監視の取組を推進していく必要があります。

### 3 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援

- ・児童虐待防止対策については、児童福祉法の一部改正(H17.4施行:市の相談体制強化)、児童虐待防止法の一部改正(H20.4施行:市の安全確認の義務化)により本格的な取組が始まってから、市の要保護児童対策地域協議会で対応する件数は年々増加しています。児童相談所や児童家庭支援センター等関係機関と連携を図り、適切に対応できるよう体制を強化していく必要があります。
- ・障がいのある児童への適切な支援につなげる取組と合わせ、特に幼児期において通所指導教室の実施等、診断の有無にかかわらず支援が必要な子どもに適切に対応する仕組みづくりを行ってきました。今後、学齢期以降の相談支援体制を充実させていく必要があります。

- ・子どもの貧困にかかわる問題が社会問題化する中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、まずは補助制度の整備されていたひとり親家庭の児童を対象に学習支援事業に取り組みました。生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないよう、今後、生活に困窮する家庭等支援を要する児童へ拡大していく必要があります。

- ・外国にルーツをもつ家庭について、子育てをするうえで言葉の問題等、個々の状況に応じた支援が必要ですが、十分に対応できていない現状もあり、地域の関係機関が連携して支援を行う必要があります。

#### 4 母性並びに子どもの健康の確保と増進

- ・母子健康手帳交付時にアンケートを取り入れ、妊娠早期からの相談支援を充実するとともに、マタニティサロンや両親学級を充実し、安心して出産を迎える相談支援の体制をつくってきました。また、不妊治療や不育症の費用助成を開始し、出産への支援を充実してきました。

- ・子どもが健康に育っていくために、小児医療の助成を中学生まで拡大するとともに、予防接種費用の助成対象を積極的に拡大してきました。また、子どもの歯の健康を促進するため、フッ化物洗口の取組を進めました。

- ・保育所年長児が自らの力で調理に取り組むなど、生きていく力を育成するための食育の取組を広げてきました。今後、幼児期から学齢期にわたる系統的な取組にしていく必要があります。

- ・鳥取県は人工妊娠中絶率が高く、性教育、望まない妊娠の相談機能を充実する必要があります。

- ・母子保健関連施策等を総合的に推進し、妊娠・出産期から切れ目のない支援をより強化していくことが必要です。

#### 5 働きながら子どもを育てている人への支援

- ・核家族化の進行や社会経済状況の変化などにより、多様な子育て支援が求められており、保育サービス等を充実してきました。引き続き子育てと就労の両立を支援するため、ニーズを把握して充実に努めていくとともに、子育てしやすい環境づくりに向け、事業所への啓発、男性の育児参加を推進していく必要があります。

#### 6 子どもの安全の確保

- ・小学生を対象とした登校時の見守り等、地域の協力が得られています。今後、下校時の対応が求められます。

- ・「いかのおすし」等子ども自身が身を守る知識の普及啓発を行ってきましたが、引き続き取組を進めるとともに、家庭や地域が一体となって子どもを見守る体制づくりが重要となっています。

#### 7 子育てに配慮した生活環境の整備

- ・生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯を付けるなど、子どもや子育て

てに配慮した環境の整備に取り組んできました。また、公的な施設に加え、授乳室やおむつ替え用の設備を整備する店舗等も徐々に増加しています。引き続き関係機関と連携して子どもや子育てにやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

## 8 地域における子育ての支援

- ・子育て総合支援センター「おひさま」の施設を移転整備し、母子保健と連携して出生前から幼児期にわたる切れ目のない支援の流れをつくり、親支援セミナーや訪問事業を取り入れて、顔の見える関係や保護者同士のつながりをつくるなど、地域における子育て支援機能を充実してきました。
- ・核家族化の進行や家庭環境の変化等により多様化する相談に応えられるよう、関係機関と連携を深め、情報提供や相談機能の充実を図る必要があります。
- ・病児保育室やファミリーサポート・センターの開設、また市内に認定こども園が整備されるなど、多様な保育サービスが提供できるようになりました。
- ・少子化の進行に伴い、児童数の減少が著しい保育所が出てきており、また、全県的に保育士不足の状況の中、子どもにとってより良い保育環境を確保するために、公立保育所の再編について検討しています。
- ・教育・保育施設、放課後児童クラブなど、今後のニーズを把握しながら整備していく必要があります。